

江東区監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成28年度第2回定期監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、秋田委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

平成28年12月15日

江東区監査委員	伊藤貫造
同	秋田茂夫
同	星野博
同	福馬恵美子

平成28年度第2回定期監査 指摘事項措置報告書

[土木部交通対策課]

指摘事項	<p>支出事務を遅滞なく行うべきもの</p> <p>夢の島自転車保管場所の土地は、東京都港湾局から賃借しており、従来、当該年度の賃貸借料は7月上旬に金額が確定し、7月下旬を支払期限として支払いを行っている。</p> <p>今回の監査で、この土地賃貸借料に係る歳出事務について処理を行っている交通対策課に確認したところ、7月上旬、賃貸借料の確定通知により支払うべき額が予算計上額を上回っていることがわかったため、直ちに予算流用手続きを行ったものの、事務手続の錯誤及び失念により支払期限内に支出処理を行わず、42日間支払いを延滞させた結果、92,801円の延滞金を発生させていた。</p> <p>延滞金は本来必要のない支出であり、区にこのような損害を生じさせた行為は、事務処理上のミスとして軽視できるものではなく、区政に対する区民の信頼を損ねるものである。</p> <p>今後は、支出事務の処理に当たっては、遅滞及び誤りのないよう万全を期すとともに、課全体においてチェック機能を設け、再発防止に努められたい。</p>
措置事項	<p>土地の賃貸借料等毎年度支払わなければならないもの、委託料など毎月請求が来ているものについてチェックリストを作成し、支払い漏れが生じないように事務処理を行っている。</p>